

(お知らせ)

## 福島第一原子力発電所4号機における 運転上の制限の逸脱ならびに復帰について

平成19年10月6日  
東京電力株式会社  
福島第一原子力発電所

当所4号機(沸騰水型、定格出力78万4千キロワット)につきましては、定格出力にて運転中のところ、本日午前9時29分、「タービン建屋換気系放射能高」の警報が発生し、中央操作室非常用換気系(以下、「当該系統」)のファンが自動起動しましたが、午前9時31分、「系統流量無」の警報が発生しました。

保安規定では、当該系統が動作可能であることが要求されておりますが、当該系統が動作可能でないと判断し、午前9時56分、保安規定で定める「運転上の制限<sup>\*1</sup>」からの逸脱を宣言いたしました。

その後の調査において、当該系統のファンの入口弁が閉状態であることを確認したため、手動にて開状態としたところ、「系統流量無」の警報が解除されたことから、当該系統が動作可能と判断し、午前10時49分、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言いたしました。

今後、原因を調査いたします。

「タービン建屋換気系放射能高」の警報発生につきましては、タービン建屋換気系にある放射線モニタの2つの検出器のうち、1つの検出器の指示値が一時的に上昇後、まもなく通常値に復帰し解除されたこと、他の1つの検出器の指示値およびタービン建屋内にあるダスト放射線モニタ<sup>\*2</sup>の指示値に変動は見られないことから、誤動作によるものと推定しておりますが、今後、点検を行います。

これによる外部への放射能の影響はありません。

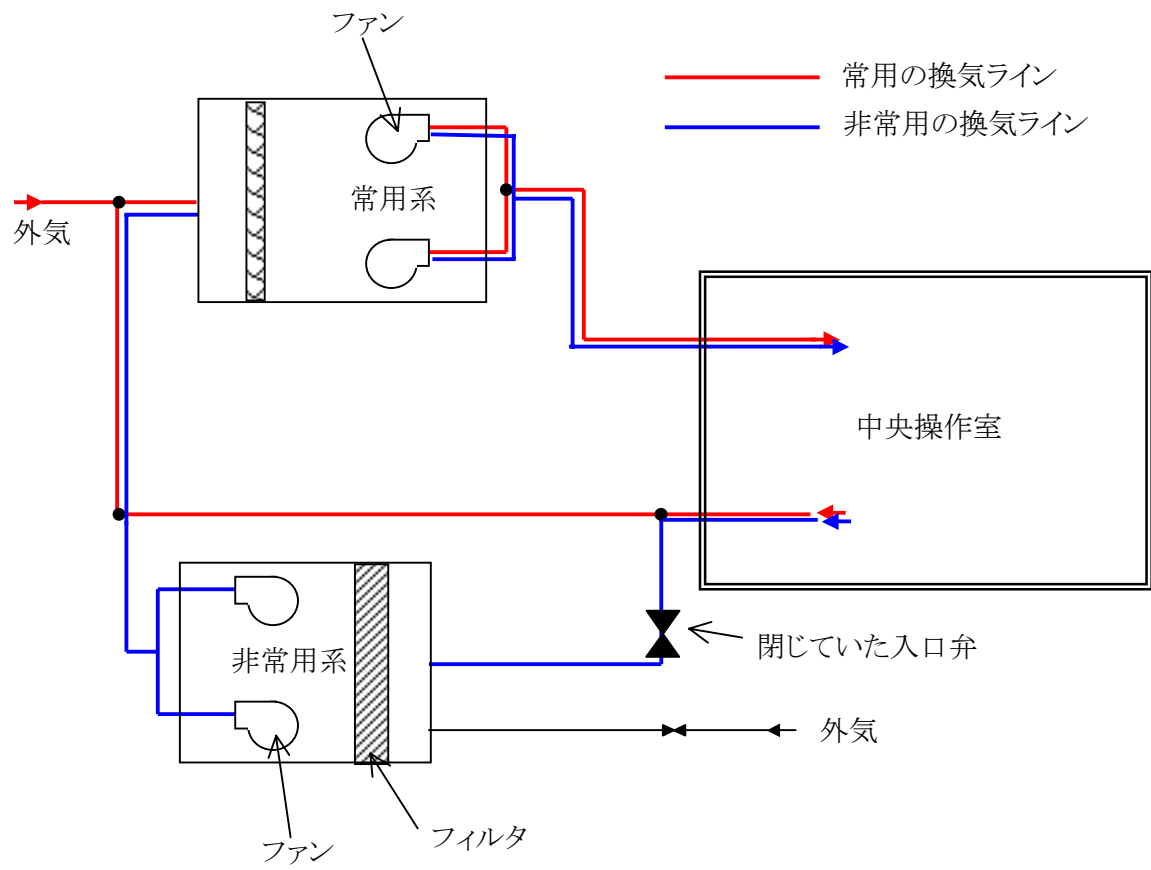
以 上

### \*1 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっている。

### \*2 ダスト放射線モニタ

空気中の塵を集め、含まれている放射能を測定している計測器。



中央操作室の換気空調系概略図